

避難所運営における
新型コロナウイルス感染症への対応マニュアル

令和2年6月
井手町

目 次

1	はじめに	1
2	基本的な考え方	2
3	事前準備（避難所開設前）	
(1)	十分なスペースを確保するための避難所の確保	3
(2)	避難所のレイアウト等の検討	3
(3)	物資・資材等の準備状況及び必要数の把握	4
(4)	避難者の健康管理方法の検討	4
(5)	避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応の検討	5
(6)	自宅療養等を行っている軽症者等の対応の検討	5
(7)	住民への周知	5
4	避難者受入時	
(1)	事前受付の設置及び誘導	5
(2)	濃厚接触者、感染の疑いがある者の専用スペースへの移動	6
(3)	施設の消毒	6
5	避難所運営	
(1)	避難者情報の管理	6
(2)	健康管理と衛生管理	6
(3)	避難所等閉鎖後の対応	8

1 はじめに

令和2年5月21日に緊急事態宣言が解除され、新しい生活様式を踏まえながら徐々に日常生活が戻りつつあるものの、海外や他県において感染が再流行している事例が発生しており、これからも警戒を緩めず新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の第2波、第3波に備えることが重要です。

災害時の避難所は、「3つの密」（密閉、密集、密接）（「以下「3つの密」という。）が生じやすい環境であることから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が心配されます。

感染防止を防ぐためには、「3つの密」を避ける避難所の設営、集団感染（いわゆるクラスター）を防止するための対策が大切であり、これらを事前に準備し、住民（避難者）、避難所を運営する職員等（以下「避難所運営者等」という。）、全員が意識して取り組むことが必要です。

そのため、本町においても新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営等についてまとめた「避難所運営における新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」を策定しました。

出典：首相官邸ホームページ (<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000062708.pdf>)

2 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためには、これまでの避難所の考え方だけで避難者を受け入れることは困難です。

新型コロナウイルス感染者との濃厚接触者や感染の疑いがある者については、受付時に速やかに一般の避難者とは別の専用スペースに移動する必要があります。また、専用スペースへの導線についてもレッドゾーン（汚染地域）とグリーンゾーン（非汚染地域）に明確に分ける（ゾーンニング）必要があります。

そのため、保健センターや山城北保健所と連携し適切な対応を行います。

本マニュアルにおける新型コロナウイルスに関する用語は、次のとおりです。

（用語の定義）

用語	定義
新型コロナウイルス感染症患者	新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）が検出された者
濃厚接触者	「患者」の感染可能期間（発症2日前から）に接触した者のうち、次の範囲に該当する者。 <ul style="list-style-type: none"> ・患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者 ・適切な感染防護なしに患者を診察、看護もしくは介護していた者 ・患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者 ・その他：手で触れることのできる距離（目安として1m）で、必要な感染予防策なしで、患者と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する。）
感染の疑いがある者	次のア～オまでのいずれかに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでない者 ア 発熱または呼吸器症状（軽症の場合を含む）を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定した者と濃厚接触歴がある。 イ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していた。 ウ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していた者と濃厚接触歴がある。 エ 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状

用語	定義
	<p>のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し（法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症に相当）、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要した者。</p> <p>オ ア～エまでに掲げるほか、次のいずれかに該当し、医師が新型コロナウイルス感染症を疑う者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる者。（特に高齢者又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する。） ・ 新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性となった者であって、その治療への反応が乏しく症状が増悪した場合に、新型コロナウイルス感染症が疑われる。 ・ 医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う。
疑似症患者	新型コロナウイルス感染症が疑われ、医師の診断により新型コロナウイルス感染症の疑いが高いと診断された者。

※新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き（第2版）、新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（令和2年4月20日版）参照

3 事前準備（避難所開設前）

（1）十分なスペースを確保するための避難所の確保

避難者があらゆる場面で密接することがないように十分なスペースを確保するため、あらかじめ発生する災害の規模や避難者数等を想定し、できる限り多くの避難所を確保する。

○指定避難所以外の避難所（以下「一時避難所」という。）を選定・確保する。

- ・ 発生する災害の規模や指定避難所の収容人数を考慮し、可能な限り多くの一時避難所の確保を検討する。

※居住スペースでは、個人（又は家族）ごとに2m程度の距離を確保することに留意し、収容人数を算定する。

- ・ 体育館等が避難所となる学校施設では空き教室などの活用等を検討する。

（2）避難所のレイアウト等の検討

避難所のレイアウト等については、以下の点に注意しながら検討する。

① レイアウトの検討

避難所ごとに避難者があらゆる場面で十分なスペースを確保できるようレイアウト

トを検討する。

② 総合受付の設置

- ・避難所の入口の外に検温・問診のポイントとして設置する。
- ・消毒液、配布用マスク、非接触型体温計等を配備する。

③ 一般居住スペース

- ・トイレ、洗面所、洗濯場や携帯電話の充電場所等は、密集にならない運用をする。
- ・発熱、咳等の体調不良者を完全分離できる専用スペースを確保する。
- ・トイレや洗面所等も含めて居住スペースと専用スペースの分離を確認する。
- ・居住スペースと専用スペースの導線が交わらないことを確認。また、導線は一方通行が望ましい。
- ・ポール(2 m程度の棒)や養生テープ等を使用し、居住スペースや専用スペースを設置する。

④ 発熱、咳等の体調不良者のための専用スペースの確保

- ・発熱、咳等の体調不良者のために専用のスペースを確保するとともに、専用のトイレを確保する。

※体育館等が避難所となる学校施設では、空き教室の活用等を検討する。

※専用のトイレの確保が困難な場合、簡易トイレ等の確保を検討する。

- ・各避難所に専用のスペースを確保できない場合は、発熱、咳等の体調不良者のための専用の避難所(個室が確保しやすい施設)の設置を検討する。
- ・発熱、咳等の体調不良者の専用のスペースやトイレは、一般の避難者との導線を分けるゾーニングを行うことを検討する。

(3) 物資・資材等の準備状況及び必要数の把握

① 物資・資材等の準備状況をリスト化するとともに必要数を把握する。

また、新型コロナウイルス感染症に有効と考えられる物資・資材等を可能な限り準備する。

② 事前に準備しておくことが適当な物資・資材等

- ・基本的な感染症対策用：マスク、消毒液、ペーパータオル、ポンプ式ハンドソープ、家庭用洗剤 など
- ・避難者等の健康管理用：非接触型体温計 など
- ・避難所運営者の防護用：使い捨て手袋、防護服 など
- ・その他資材：簡易トイレ など

(4) 避難者の健康管理方法の検討

① 避難所内に掲示する手指衛生、咳エチケット、「3つの密」の回避等のポスター等を事前に準備する。

② 発熱等インフルエンザ症状が見られるような場合の対応方法については、事前に対応ルールを確認共有しておく。

③ 避難所に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防や基礎疾患の悪化防止を図るための体制を整備する。

④ 新型コロナウイルス感染症の疑いがある者が発生した場合に備え、保健所と連絡体制を整備する。

(5) 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応の検討

軽症であっても、一般の避難所に滞在することは不可であるため、一般の避難所ではなく事前に保健所等と具体的な対応手順、搬送先等を確認しておく。

(6) 自宅療養等を行っている軽症者等の対応

自宅療養者や濃厚接触者（以下「自宅療養者等」という。）の住民がいる場合、ハザードマップ等で自宅療養者等の自宅の危険性を確認し、保健所と連携の上、避難情報の伝達方法、搬送先、搬送方法等、あらかじめ避難方法について検討し、自宅療養者ごとに決めておく。

(7) 住民への周知

広報紙及びホームページ等を活用し、以下の点について、あらかじめ広く住民に周知しておく。

① 避難の原則

・災害時には、命を守る行動を取ることが最優先であること。

② 自宅の安全確保

・ハザードマップ等を確認の上、自宅での安全確保ができる場合は、在宅避難について検討すること。

③ 指定避難所、親戚・友人宅等、避難先の検討

・ハザードマップ等を確認の上、危険な場所にいる住民は、避難することが原則であり、安全が確保できる適切な避難先を検討すること。

④ 必要な物資等の持参

・町の備蓄品には限りがあるため、食料、飲料水、生活必需品の他、感染防止や健康状態の確認のため、マスク、消毒液、体温計等を可能な限り持参すること。

⑤ 避難時に発熱、咳等の症状がある者、濃厚接触者の場合

・避難所等への到着時に、すみやかに避難所職員等に申し出ること。

4 避難者受入時

(1) 事前受付の設置及び誘導

□ 避難者の健康状態を確認するため、避難所入口の外に事前受付を設置

- ・避難所開設と同時に事前受付を設置し運営を行う。
- ・アルコール消毒液を設置し、雨天時はテントを設営して対応する。
- ・体育館に接続する廊下を使用する等、各避難所に応じて対応する。
- ・避難者のマスク着用、手洗い(消毒)を徹底する。

□ 発熱の有無や問診により体調不良を確認

- ・体温の計測を行う。（非接触型の体温計が望ましい。）
- ・接触型の体温計を使用する場合、感染防止のため毎回消毒を実施する。（個包装のアルコール綿が望ましい。）
- ・検温するスタッフは、マスクに加え、手袋等を装着して対応する。

□ 事前受付の結果により、専用スペース又は居住スペースへ誘導

⇒発熱、咳等の体調不良者は、専用スペースへ誘導する。（対応者は手袋、マスク、眼の防護具を着用するなど感染防止策を講じる。）

⇒体調不良のない方は、居住スペースへ誘導する。

※避難者自らが移動できるよう、案内看板や養生テープ等で示す。

- ・発熱、咳等の体調不良者は、診察が必要であるため町災害対策本部と連携し、事前に検討した医療機関等へ搬送する。（保健所と連携）
- ・医療機関等へ搬送するまでの間、専用スペースで待機する。

(2) 濃厚接触者、感染の疑いがある者の専用スペースへの移動

・濃厚接触者

保健所に連絡・相談を行う。

⇒相談の結果、事前に（※）濃厚接触者用災害時宿泊施設に収容可能な場合は、本人の私有車等で移動してもらおう。（※施設が開設しているか確認）当該施設が開設していない場合は、本人の私有車等に移動してもらおう。

⇒移動できない場合は、一時的に避難所内の専用スペースで隔離する。

・感染の疑いがある方

保健所に連絡・相談し、その指示に従う。

移動できない場合や、連絡がつかない場合は、避難所で一時的に専用スペースへ移動する。

※専用スペースは、本人の私有車もしくは個室等でよい。

※入口から専用スペース、トイレに至るまで専用の導線を確保（一般避難者と混じらないこと）

(3) 施設の消毒

・濃厚接触者、感染の疑いがある者が使用した箇所について消毒を実施する。

・清掃の際には、個人防護具を着用の上、消毒液を使用する。

※消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウム 等

5 避難所運営

(1) 避難者情報の管理 ※受付時避難者カードの活用

- ・感染者が発生した場合に備え、個人情報に配慮しながら避難者の情報を管理する。
 - ・検温・問診時に避難者の氏名、年齢、性別、連絡先を記録する。
 - ・車中泊の避難者については、駐車位置、ナンバー等を把握する。
 - ・感染の追跡調査に備え、一定期間（2週間）保管し、求めがあれば保健所に情報提供を行う。（情報提供できるよう避難カードに同意を得ておくことが望ましい。）
- ※情報提供が行えるよう、避難者カードに本人同意欄を設ける。

(2) 健康管理と衛生管理

新たな感染者の発生に備え、避難者の健康管理、施設の衛生管理を徹底する。

① 健康確認

- ・避難中も定期的に1日2回の検温・問診等を実施する。（車中泊・テント泊等によ

る避難者を含む。)

- ・体調が悪化した避難者については、改めて問診・検温を行う。
- ・要配慮者については、必要に応じて福祉避難所等へ移送する。
※要配慮者：高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等
- ・車中泊による避難者については、エコノミークラス症候群および熱中症等の予防策の実施を促す。(定期的なストレッチ運動、水分の補給等)
- ・定期的な保健師の巡回などルールを決める。

② 緊急時対応(感染の疑いがある者の専用スペースへの移動等)

避難中に感染の疑いがある者がした場合、以下の手順で対応する。

- ・保健所に連絡・相談し、受診・検査・入院等、その指示に従う。
- ・専用スペースは、本人の私有車もしくはあらかじめ用意した個室を使用する。
- ・専用スペースへの移動に際しては、入口から専用スペース、トイレに至るまで他の避難者と接触しないよう専用の導線を確認する。
- ・コミュニケーション手段は、対面にならないようにする。(対面で対応する場合は、手袋、マスク、眼の防護具を着用する。)

③ 在宅避難者等への支援

- ・在宅避難や車中泊による避難を行っている住民に対し、必要に応じ、自主防災組織や消防団等への協力を得ながら食糧供給等の支援を実施する。
※濃厚接触者や感染の疑いがある者から支援等の要請や相談があった場合は保健所に連絡・相談して対応する。(適切な感染防護具なしで接触しない。)

④ 衛生管理

・「3つの密」の回避

- ・避難所内では、避難者間の距離を確保(2m以上)し、定期的な窓開け、扇風機の使用等による換気の徹底(1時間に2回程度)を行う。
※トラブルを避けるため1時間に2回の換気など事前に周知する。
- ・手洗い、消毒、咳エチケット、「3つの密」の回避の徹底を避難者をお願いする。
- ・避難者及び避難所運営者等、全員に周知するため、掲示板や入口等に掲示し、広く周知する。

・生活区域の清掃

- ・清掃の際には、消毒液を使用する。
- ・ゴミ袋は2枚重ねで使用し、しっかりと口を閉じて廃棄する。

・施設の消毒

- ・居住スペース、トイレの清掃・消毒等を実施する。
- ・感染の疑いがある者が使用した箇所について消毒を実施する。
- ・清掃の際には、個人防護具を着用の上、消毒液を使用する。
※消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウム 等

⑤ 食事時間等の管理

- ・密集・密接を避けるため、避難者ごとに食事の時間をずらす等の工夫をする。
- ・食事の際には、対面に座ることを避け、できるだけ会話を控えるよう周知する。

(3) 避難所等閉鎖後の対応

収束後の原状回復

- ・避難所内の清掃・消毒を行う。
- ・清掃の際には、個人防護具を着用の上、消毒液を使用する。

